

遊水地整備に関する これまでの主なご質問に対する 荒川上流河川事務所の考え方 【(仮称)都幾川遊水地】

令和4年9月

本資料は、都幾川遊水地整備について関係する住民の皆様などから関係者説明会等でいただいたご意見に対する荒川上流河川事務所の考え方を示したものです。
本資料に記載されている内容は、令和4年9月時点のものであり、今後の検討状況等により内容が変更になる場合があります。
なお、変更となった場合には速やかに更新致します。

Q. 遊水地を整備する目的は何ですか。

R3.3回覧資料より

- 令和元年の洪水など、近年、洪水は激甚化、頻発化しており、川の中だけで洪水を抑え込むには限界があります。
- 入間川の流域でも、これまでも堤防の整備のほか、合流点の改修や排水機場の整備を実施してきましたが、令和元年洪水では甚大な被害が発生してしまいました。
- そのため、入間川流域緊急治水対策プロジェクトでは、都幾川、越辺川、入間川の水位を下げるための河道掘削や樹木伐採、堤防の嵩上げなどに加え、遊水地を整備することで、令和元年洪水と同規模の洪水を安全に流下させ、地域の安全性の向上を目指しております。

Q. 遊水地の大きさはどのように決めたのですか。

R3.3回覧資料より

- 令和元年洪水と同規模の洪水を計画高水位以下で安全に流下させるために必要な容量を確保することとしており、都幾川遊水地は、概ね300万m³が必要となります。

Q. 遊水地はいつ完成するのですか。

R3.3回覧資料より

- 遊水地の整備には地権者のみなさまや関係者のご協力が必要です。
これからも丁寧な説明をさせていただきながら、事業を進めてまいります。
- 地域の皆様の理解を得られた後、すみやかに整備を進めていきたいと考えております。

Q. 周囲堤・囲繞堤はどのくらいの高さになるのですか。

R3.3回覧資料より

- 周囲堤・囲繞堤の高さは地盤高との関係がありますが、概ね5～6m程度の高さを想定しています。
- また、堤防の法尻から約10m程度の幅で管理スペースを確保し、管理用通路や水路などを整備する予定です。

Q. これまで雨量が多い時には、早俣橋の下の田んぼは水浸しになっているが、今後、都幾川遊水地の周囲堤が整備されれば、これまで正代グランド方面に流れていた水が早俣地区に溜まり、これまで以上に浸水のおそれがあるため、ポンプの設置などの内水対策の検討をお願いする。

- ・周囲堤には新たに樋管が設置されるとのことだが、樋門開閉による浸水被害防止のため、排水ポンプの設置を要望する。
- ・早俣地区の内水処理対策として、農業用排水路の整備、危機回避のための排水ポンプ施設を要望する。
- ・内水対策として大下に排水ポンプの設置を要望する。
- ・早俣地区の排水ポンプの排水先は、都幾川としてほしい。

○現在でも都幾川遊水地の整備を計画している地域の周辺では、内水により田んぼ等の浸水被害が発生していることを承知しています。

○都幾川遊水地の整備により、現在よりも内水による被害が拡大しないよう、周囲堤樋管部のポンプ設置等の対策を検討しているところです。

Q. 東松山市あずま町の方から水が流入してきたことを想定した場合の水位の
高さ等は、シミュレーションを行った上で水位の高さなどを検討しているのか。

Q. 周囲堤部分の樋管を閉じた場合、内水が貯まるようになるが、内水を貯める
池の計画がない。西側の空いている部分に調節池などで内水を貯留すること
は考えないのか。

○現在でも都幾川遊水地の整備を計画している地域の周辺では、内水により田んぼ等の
浸水被害が発生していることを承知しています。

○都幾川遊水地の整備により、現在よりも内水による被害が拡大しないよう周囲堤樋管部
のポンプ設置等の対策を検討しているところであり、今後、検討結果を説明してまいりま
す。

Q. 地役権設定登記完了後に一括払いで一度きりの補償金とのことだが、河川区域として制限が発生することから、一度で支払う額と同額の定時期間毎に支払いを要望する。

Q. 地役権補償の一括払いは何年分の補償なのか。補償期間は決まっていないのか。

○地役権の補償は、

- ①越流堤設置に起因する浸水及び冠水の認容、
 - ②遊水地の機能の保全の妨げとなる工作物の設置、その他の行為の禁止、
- の2点について、土地所有者のご了解を頂く地役権設定登記に伴い、土地の利用が妨げられることに対する補償となります。

○そのため、補償期間に応じた補償ではなく、権利設定の対価としての補償となります。

○地役権設定補償額は、一般的には土地価格に土地の利用制限の程度に応じた一定の率を乗じることにより算定しており、地役権設定登記をすることに伴う一括での補償が基本となっております。

Q. 地役権補償の場合、固定資産税は末代まで払い続けなければならないのか。借りてくれるなら20年間のお金を一度に支払うという風に、期間を切ってもらった方がやり易い。そうで無ければ倅や孫の代まで続く。農業を止めても税金だけ取られる。期限を切ってもらった方が納得し易い。

○地役権の補償は、

- ①越流堤設置に起因する浸水及び冠水の認容、
 - ②遊水地の機能の保全の妨げとなる工作物の設置、その他の行為の禁止、
- の2点について、土地所有者のご了解を頂く地役権設定登記に伴い、土地の利用が妨げられることに対する補償となります。

○そのため、補償期間に応じた補償ではなく、権利設定の対価としての補償となります。

○地役権設定補償額は、一般的には土地価格に土地の利用制限の程度に応じた一定の率を乗じることにより算定しており、地役権設定登記をすることに伴う一括での補償が基本となっております。

○土地所有者は変わりませんので、固定資産税の負担者についても現状と変わりません。

Q. 周囲堤の築堤により水田が河川区域となることから、都幾川遊水地全体の買収を要望する。

その際、耕作希望者への貸出の検討をお願いする。

Q. 地役権補償ではなく用地取得、または地役権補償した土地を国で借地してもらいたい。

○都幾川遊水地の整備にあたっては、地域の安全・安心の確保と優良農地の保全が大事だと考えており、地役権の設定による整備を予定し、進めていきたいと考えております。

○遊水地の区域のうち、河川管理施設の整備を行わない田んぼや畑等については用地取得は行わず、地役権を設定し、基本的には遊水地整備後もこれまでと同じように土地利用頂けます。

○遊水地内の地役権を設定した土地には、遊水地の機能の保全の妨げとなる工作物の設置制限が生じます。

○一方で、周囲堤、排水門、初期湛水地、減勢池及び地内水路などの河川管理施設を整備する必要があり、これらの整備にあたっては用地を取得する必要があります。

○なお、現行制度において、河川管理施設等として取得した土地については、耕作者へ借地（占有）させることはできません。

Q. 地役権の補償はいくらですか。

R3.3回覧資料より

○地役権の補償は、

- ①越流堤設置に起因する浸水及び冠水の認容、
 - ②遊水地の機能の保全の妨げとなる工作物の設置、その他の行為の禁止、
- の2点について、土地所有者のご了解を頂く地役権設定登記に伴い、土地の利用が妨げられることに対する補償となります。

○そのため、補償期間に応じた補償ではなく、権利設定の対価としての補償となります。

○地役権設定補償額は、一般的には土地価格に土地の利用制限の程度に応じた一定の率を乗じることにより算定しており、地役権設定登記をすることに伴う一括での補償が基本となっております。

Q. 遊水地内の施設の補償はどうなるのですか。

R3.3回覧資料より

○遊水地内で河川管理施設整備に伴い買収を計画している範囲の物件については、基本的に遊水地の外への移転対象となります。

○なお、地役権設定を計画している範囲の物件については、現状の営農等の土地利用継続に必要な施設として、遊水地内での存置等について、今後、個別に検討する必要があると考えています。

Q. 都幾川遊水地内に洪水が流入した場合、堆積した土砂の撤去及び施設復旧は国は行わないとしているが、災害が発生した場合の復旧は国の援助が必要なことから農家への支援を要望する。

- 遊水地に洪水が流入した場合、河川管理者ができる対応の検討を進めていきたいと考えております。
- 遊水地の整備にあたっては、中小規模の洪水の流入時や内水の流入時に、遊水地内の農地の冠水ができる限り抑えられるよう、初期湛水地や地内水路等の整備を進めてまいります。
- これまで農地の災害復旧事業を所管する関東農政局に遊水地内における制度の適用、冠水頻度の変化による制度の適用、遊水地における適用事例などについて、意見照会を行うなど対応させて頂いております。
- あわせて、埼玉県、東松山市とも連携をさせて頂き、大規模災害時の対応については、引き続き、検討をさせていただきます。

Q. 流入したゴミ、土砂の撤去は誰が行うのか。

- 遊水地の整備にあたり、他の地域での遊水地整備時の対策事例を参考に、できるだけ遊水地内にゴミや土砂が流入しないような対策を検討してまいります。
- 具体的には、初期の洪水を受け止める初期湛水地の整備や初期湛水地での浮遊ゴミ対策の整備等を検討してまいります。
- なお、遊水地内に貯まったゴミや土砂の撤去については、各施設の管理者での対応が基本となりますが、災害の発生に起因した土砂の堆積や農業施設の復旧は国による災害復旧制度があります。
- これまで農地の災害復旧事業を所管する関東農政局に遊水地内における制度の適用、冠水頻度の変化による制度の適用、遊水地における適用事例などについて、意見照会を行うなど、対応させて頂いております。
- あわせて、埼玉県、東松山市とも連携をさせて頂き、大規模災害時の対応については、引き続き、検討をさせていただきます。
- さらに、遊水地に洪水が流入した場合、河川管理者ができる対応の検討を進めていきたいと考えております。

Q. 遊水地への洪水の流入により浸水した農作物の補償はどうするのか。

- 遊水地の整備にあたっては、中小規模の洪水の流入時や内水の流入時に、遊水地内の農地の冠水ができる限り抑えられるよう、初期湛水地や地内水路等の整備を進めてまいります。
- しかしながら、現時点で国土交通省が対応できる農作物への補償制度はありません。
- そのため、農作物の補償については、これまでも農業共済を運営する埼玉県農業共済組合に遊水地内における制度の適用、冠水頻度の変化による制度の適用、遊水地における適用事例などについて、意見照会を行うなど、対応させて頂いております。
- 農作物の被害については、一般的に風水害等の気象上の原因による災害等に起因して、農作物等の損害を受けた場合については、農業共済に加入している農業者の方に対しては、農業保険法の規定に基づき、農業共済から損害の程度に応じて補償が行われるので、農業共済組合等にご相談下さい。

Q. 説明会を開催し、住民への情報提供をして欲しい。

- 都幾川遊水地整備に関しては、令和4年3月17日及び19日に東松山市高坂市民活動センターで説明会を実施し、事業範囲内に土地をお持ちの皆様、関係機関・地区の代表者の皆様及び地域にお住まいの皆様に参加をしていただきました。
- 今後の説明会については、これまでに頂いたご意見・ご要望を踏まえて適切な段階で開催させていただき、事業へのご理解、ご協力を得て参りたいと思います。